

インフォメーション

ふれあい収集

家庭ごみをごみステーションに持ち出すことが困難な世帯を対象に、市職員が玄関先までお伺いして戸別収集する制度です。

※原則として、65歳以上もしくは身体に障害をお持ちの1人世帯で、ご自分で家庭ごみをごみステーションに持ち出すことが困難な方。さらに、親族・地域のいずれにも支援を依頼できる相手がないことが条件となります。

《問合せ先》収集業務課 TEL.61-4136

ごみステーションからのごみの持ち去りは条例で禁止されています

注意:ごみステーションからごみを持ち去った場合
20万円以下の罰金を科される場合があります
行為者の氏名などを公表する場合があります

ごみの持ち去り行為を見かけた場合は収集業務課までご連絡ください。(※持ち去り行為者への声かけは思わぬ危険を伴う場合がありますので、お控えください。)

《見かけた場合は…》収集業務課 TEL.61-4136

ごみの不法投棄は犯罪です

注意:みだりにごみを捨てた場合、
個人では、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金
法人では、5年以下の懲役、3億円以下の罰金
が課せられる場合があります。

《見かけた場合は…》廃棄物対策課 TEL.51-2410

野焼きは法律で禁止されています

注意:違法な野焼き行為をした場合、
個人では、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金
法人では、5年以下の懲役、3億円以下の罰金
が課せられる場合があります。

《見かけた場合は…》廃棄物対策課 TEL.51-2410

事業系ごみ(商店・事務所・飲食店・農業等一般家庭以外から出るごみ)

事業系ごみ(事業活動から出るごみ)は、事業者の責任において適正に処理しなければなりません。**たとえ少量でも事業系ごみを、地域のごみステーションに持ち出したり、許可なく市の施設へ搬入したりすることはできません。**特に、店舗併用住宅の場合には家庭ごみに事業系ごみが混入しないようにしてください。

事業系ごみは、民間の廃棄物処理業者へ処理を委託するか、廃棄物対策課にて投入許可を取得してから、自ら資源化センター(生ごみは、バイオマス利活用センターも可)へ搬入(有料)してください。

なお、リサイクル可能な古紙については、古紙リサイクルヤード(14ページ)もご利用できます。

詳しくは「事業系ごみガイドブック」をご覧になるか、廃棄物対策課(51-2410)へお問い合わせください



事業系ごみガイドブック



投入許可

530運動に参加しましょう

「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に昭和50年から始まった530運動は、豊橋から全国に広まつていきました。今後も地域の清掃活動等に積極的に参加して、清潔で住みよいまちを、みんなでつくりあげていきましょう。

530運動環境協議会

《問合せ先》530運動環境協議会
(ゼロカーボンシティ推進課内)
TEL.51-2399



災害時はごみの出し方にご注意ください

巨大地震や大洪水などの災害が起きたときは、ごみ出しのルールや出す場所が普段と大きく変わります。ごみの出し方や持ち出し場所などは、災害の種類などにより変化するため、市からの情報にご注意ください。

※災害に伴い発生したごみを道路上や決められた場所以外へは出さないようにしましょう。

災害ごみ

《問合せ先》ゼロカーボンシティ推進課
TEL.51-2414



公園で清掃ボランティアをしませんか

公園や市道にある街路樹の除草や清掃をボランティアでしていただける方を対象に「緑のアダプト制度」という制度があります。これは活動に必要なごみ袋(ボランティア美化活動専用)を支給させていただくものです。

《問合せ先》公園緑地課 TEL.51-2655

無許可の不用品回収業者を利用しないでください

「何でも回収しますよ」などと語る回収業者は、市の許可のない無許可の回収業者であることがほとんどです。宣伝文句に騙されないようにしましょう!

《問合せ先》廃棄物対策課 TEL.51-2410

